

総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会 [公開議題]

議事概要

- 日 時 令和3年7月29日(木) 10:30～11:04
- 場 所 中央合同庁舎第8号館 6階623会議室
- 出席者 上山議員、梶原議員(W e b)、小谷議員(W e b)、
佐藤議員(W e b)、篠原議員(W e b)、橋本議員(W e b)、
藤井議員(W e b)、梶田議員(W e b)
(事務局)
別府内閣府審議官、赤石事務局長、柳統括官、井上事務局長補、覺道審議官、
合田審議官、阿蘇審議官、高原審議官、橋爪参事官、當間参事官
- 議題 世界と伍する研究大学専門調査会中間取りまとめ及び大学ファンド資金運用WG運用の基本的考え方について

○ 議事概要

午前10時30分 開会

○上山議員 皆様、おはようございます。上山です。

まずは最初の議題で、世界と伍する研究大学専門調査会中間取りまとめ及び大学ファンド資金運用WG運用の基本的考え方についての報告をしていただいて議論ということにさせていただきます。

これは総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会という形で始めさせていただきます。

それでは、早速ですが、この専門調査会の中間取りまとめと運用WGの基本的考え方について、今日は井上審議官の報告と當間参事官の方からの御説明と聞いております。

よろしく申し上げます。

○井上事務局長補 おはようございます。井上です。

私の方からは専門調査会の中間まとめ案です。資料1-1と資料1-2、1-1に概要をまとめたもの、A4の横の資料がございます。あと資料1-2で報告書案です。

これはもう前回、骨子の御説明で、中身はほぼほぼ御説明させていただいておりますので、

A 4 横の紙でごくポイントだけ簡単に説明させていただきます。

1-1 を御覧ください。

まず、世界と伍する研究大学の目指すべき姿ということで、我が国の研究大学のありようをリデザインし、3%程度の事業成長を前提に、研究や教育はもちろんですが、それに加えてカーボンニュートラルやDXなどの社会課題の解決、また日本が世界を凌駕する成長分野の創出など産業界や学术界、地域、行政など多様な主体を巻き込みながらグローバル社会の変革を牽引する活動を展開することをミッションとするということです。

そのためには強靱なガバナンスが必要でありますし、高度な教育研究環境実現のために経営の高度な自律性、自由裁量が必要ということを書かせていただいております。これは本文の4ページのところに詳しく書かれております。

それと2. 世界と伍する研究大学の在り方ということで、非常に大きなガバナンス改革のポイントですが、ガバナンスの在り方ということで、大学のビジョンや事業・財務戦略の策定、それらを実行する学長の選考と監督といった大学経営に関する重要事項を学内害のステークホルダーが共に議論、共有を行う最高意思決定機関としての合議体が必要としております。

また、学長の選考については、合議体において経営的資質を踏まえ、大学内外から適任者を選考できることが必要としております。

また、世界と伍する研究大学に特化したガバナンスコードの策定、また大学内の意思決定過程の公開を通して外部への説明責任を高めていくことが必要としております。

次に、事業・財務戦略の在り方ですが、財源に裏付けされた事業戦略の必要性、また、事業戦略、財務戦略を立案し、責任をもって実行に移すCFOの設置が必要としております。

また、自己資金の拡充について、ファンドレイジング、ベンチャー育成、既存企業との連携などによる新たな価値の創出ということを記載させていただいております。

また、教育研究システムの在り方です。

これは研究環境の充実や人事制度の変革等により世界のマーケットから優秀な研究者の獲得、また優秀な博士課程学生を研究者として処遇するなど、若手研究者の自由な流動性を確保し、競争的な環境の中で処遇していくということ。

また、これら教学に関する実質的な責任者としての「プロボスト」の設置について書かせていただいております。

あと3. 以上を達成するための当面必要な制度改正ということでまとめさせていただいております。

既存の大学制度の特例として新たな制度的枠組み（特定研究大学制度（仮称））を構築ということでまとめさせていただいております。

また、国としての適切な関与を行うためのアドバイザリーボードの設置について記載しております。

あと次のチェックですが、大学の自律性・自由裁量を高める観点からの各種規制緩和です。教育研究組織の改廃手続の緩和や基金制度の構築等々、この辺りは具体的にはこの報告書の14ページに列記されてございます。

今後の予定ですが、今回の取りまとめる中間まとめを基にこれから具体的な法的な検討を文部科学省と一緒に内閣府でやってまいります。またその結果、来年度の1月から予定されております通常国会に新しい法案を掛けるという方向で検討を進めます。

また、この専門調査会におきましては9月以降、この制度の具体的な実施方法、より具体的に言いますと、どのような考え方、基準でこの支援大学を選んでいくのか。また、支援の具体的な在り方をどうしていくのか。そういったことを議論していつて年内に取りまとめる予定です。

次に、引き続き當間参事官から運用の基本的な考え方について説明させていただきます。

○當間参事官 資料2-1に基づきまして、基本的な考え方の概要ということでこちらもポイントだけです。

4ページ目、概要です。

運用の目的ですが、世界と伍する研究大学の実現に必要な研究基盤の構築への支援を長期的・安定的に行うための財源を確保すること。そして、これにより将来的に大学基金の指針となる運用モデルを示すといったようなこと。運用の目標、いわゆるリターン目標ということですが、長期支出、ペイアウト目標3%に加えて、正に長期的に継続的に行っていくという観点から長期の物価上昇率1.38%を加えた4.38%以上ということで、その中で国が示す許容リスクの範囲内で利回りを最大化するということです。

今回、許容リスクということとして、こちらはグローバル株式、グローバル債券、65:35、この割合のいわゆる標準偏差、いわゆる短期的な振れ、そこまでは許容するといったことが適当なのではないかということで考えてございます。

これらはやはり目標が高すぎる、あるいはリスクを取りすぎる、色々な御意見がございましたが、色々な意見、マスコミ等で新聞報道がございましたが、こちらワーキンググループの中では正に今回、グローバルな投資をしっかりと行うことで、国内外の成長をしっかりと取り込むと

いうことを行っていけば十分に達成が可能なのではないかとということで御議論いただいたところでは。

あわせて、当然短期的には変動というのがありますので、安定的な支援を実現するという観点からバッファーということで当面3,000億円×2年分を確保ということでは。ちなみにこの2年分ということでは、こちらは35年間、過去、というのを遡ってマイナスのリターンといったようなこと、こちらはリーマンショックのときの2年連続のマイナスリターンというのが1回あったということで2年分というのを確保しておくということが大事なのではないかという御議論をいただいたところでは。

4の運用の立ち上げ期の留意事項ということでは、こちらは4.38%以上の目標というのがすぐに達成できる訳でもございませんし、当然のことながら白地から始めていくということでは踏まえまして、運用開始5年以内の可能な限り早い段階で3%の運用収益率を達成。そして、10年以内の可能な限り早い段階で分散されたポートフォリオ、いわゆる長期目標4.38%以上ということでは達成するポートフォリオの構築を目指すといったような時間軸を持つことが重要なのではないかという議論をいただきました。

続いて、機構が遵守すべき基本的な事項ということでは、こちらは5ページ目を見ていただきまして、こちらはJSTということで、運用をこれまで必ずしもやってないところということでは、こちらはこうした体制をしっかりと作ってかつ運用のプロが行うということ。

ガバナンスの仕組みとしての3線防御ということで1線、2線、3線と、こうした体制を作り、それらその執行を運用監視委員会というコミッティボード的なところが、ここもプロがしっかりと入っていただかないといけない訳では、監視をする、こうした体制をしっかりと作っていくことが重要ではないかということ。

あわせて、リスク管理ということでは、こちらはペイアウトができないということが何よりも考慮すべき重要なリスクということではありますが、国費で行っているところ、国から財源としているところもございまして、しっかりと短期的な変動もモニタリングをきちんとしていくということで、市場環境等を確認し、結果を国に報告する等々の仕組み、適切なリスク管理をしっかりと行っていくということが大事なのではないかという御議論をいただきました。

あわせて、佐藤委員からコメントがございまして、おっしゃるとおりこちらは基本的には運用の委託ということを行うということで、ファンドマネージャーの選定・評価、管理というのが極めて重要でして、こちらは本文にしっかりとその旨を明記するということではさせていただいているところでは。

本文6ページ目です。

国への期待ということで、るる書いてございますが、こちら6ページ目ということで、マーケットということなので市場環境、これは必ず来るといことです。そのときにどういう対応をすべきかということで、こちらは投資規律、リバランスを実行ということをしかりと行う場合と、慌てふためいてそのときに損を確定してしまった場合の差ということで、こちらはコモンファンドからプレゼンをいただきました。こうしたときには投資規律を遵守する。あるいはそのときにパニック時になっているので事前にこうしたルールを行っておくということが重要だといったような御議論をいただきました。

当然のことながらですが、そのときに伊藤座長からも当然説明責任というのはしかりと果たすことが必要ということで御議論いただいたところです。

最後になりますが、ワーキンググループの重要なポイントということで、何点か御指摘をいただいていますので、3点ほど申し上げたいと思います。

こちらは大学ファンドということですが、いわゆる政策目的のためにリスクマネーを供給するようないわゆる官民ファンドとは性格を異にしまして、正にマーケットと向き合っていくと、その中での長期分散型の投資をするといったようなことで、その辺りの性格はきっちり違うのではないかという御議論が1点目。

二つ目ですが、こちらはこのポイントの運用の重要事項で書いてございますが、やはり今まで日本には中々なかった長期の投資ということで、こちらをしかりとプレミアムを取っていくという、そうした姿勢と分散ということでリスクを押さえながらアメリカは相当程度の日本では信じられないような分散型の投資を理論的に行っているということ。そしてグローバルな成長を取り込むということ。そして、投資規律の遵守、先ほどでございましたが、下がったときに売らないという、その遵守、こうしたことを行うことの重要性ということでありまして、こちらは財投資金、大宗を現在占めているところですが、それがゆえに、だからこそこの大学ファンドこそこうしたことを実践していくということが償還確実性の大前提であるといったような御議論をいただきました。

あわせて、この辺りの理論的なところということですが、何よりもこれを実践していくということが大事でして、こちらは科学技術振興機構において、正にそのプロ集団を作っただいて、これをきちんと実施していく、こうしたことが大事だということ。

正にこれらの仕組みをきちんと実践するためにも政治、あるいは役所、マスコミを含めたこうした理解の推進が重要だと、そのような御議論をいただきましたので、併せて付言させてい

たきます。

以上です。

○上山議員 ありがとうございます。

それでは、只今の説明について御意見、御質問がございましたらよろしくお願いたします。

篠原議員と橋本議員は専門調査会のメンバーでいらっしゃいますので、既にお聞きになって、あるいはコメントもいただいています。もしお二人とも追加的にございましたらお手を挙げてください。

藤井議員、どうぞよろしくお願いたします。

○藤井議員 この中間取りまとめについて、これまでいろいろ申し上げてまいりました。特に大学が自由度の高い財源を確保して、未来の価値を自ら高めていくための制度面、規制緩和等についてはおおむね反映していただいていると思われました。大変前向きな議論をしていただいたことに感謝申し上げます。

その上で三つほど申し上げます。一つは前提のところ、世界的な困難に直面している中で大学が多様な知を生み出す公共財である訳ですが、大事なことは大学をフル活用してこの困難を乗り越える道筋やシナリオを具体的に描いていく、ということです。そして、そのために大学が社会や市場との直接の対話を通じて支持や支援、その循環を広げていくという、正に公共を担う組織体としての発展のモデルを作っていく必要がある訳です。そのモデルはどこかにあるもので、それに沿っていけばいいということではないので、日本の大学ならではのものを作っていくかなくてはいけないということである点を申し上げておきたいと思えます。

それから、そのときにこの大学ファンドというのは、先ほど御説明にもありましたが、これまでとは異なる新しい発想で財務基盤を強化する切り札となるようなものとしていくことが重要だろうと思えます。

そうしたことも踏まえて、この後の議論に当たってガバナンス関連について一言申し上げたいと思うのですが、ガバナンスの検討がなぜ必要なのかというロジックを明確にしていくという方向で是非御議論をいただければと思えます。

具体的に申し上げますと、少し繰り返しになりますが、大学が公共を担う学術の中心としてその役割を積極的に果たしていくためには、より一層自律性を高めて自由度の高い活動を展開していく、すなわちその機能を大きく広げていくという必要があるという訳です。その活動を支えるための経営基盤を確立する上で、先ほど来申し上げていますように、社会や市場との直接的な対話を通じて支持、支援を広げていくことが必要です。そしてこれを可能とするためには

多様な学外のステークホルダーからの信頼に基づいて経営責任を果たし得るようなガバナンスの確立が必要、ということだと理解しておりますので、そうした形での論理をしっかりと明確にした形で御検討いただければと思います。

逆に言えば、公共を担う経営体としての強固なガバナンスの確立ができると、経営面がしっかりしていることはもちろんですが、大学本来の学術の観点での活動やそこにおける効果、つまり大学としての自律性であるとか、中長期的に安定した自由度の高い活動ができるようになります。このことをしっかりと明確にさせていただくことも大事かと考えております。

私からは以上です。

○上山議員 ありがとうございます。

それでは、梶原議員、どうぞ。

○梶原議員 資料をおまとめいただきまして大変ありがとうございます。

割と大学が企業に大分近くなってくるという印象があるので、その企業の観点から見たときに似たような話としてどういうことを考えていらっしゃるかというのを少しお伺いしたいと思います。

1点目はこうした特定研究大学を指定するということになると、何となく企業でいうと上場するみたいなイメージになったりすると、その場合、外れるケースですとか、自らが外れる選択をするというケースがあるのですが、今回の特定研究大学という形で一旦申請して認可されるような形になると、それは先々ずっと生きていくということになるのか、あるいは新しく1期生といたしましうが、1期、あるいは2期、定期的に年度ごととか、定期申請のタイミングが来て、そういった大学が増えていく方向になるのか。どんどん増えていくというところのコンセプトになっているのかどうかというところを少しお伺いしたいというのが1点。

それから、経営の高度な自律性と自主裁量を与えるという表現がありますので、どの程度の実際量ですかという中で、例えば企業だとM&Aみたいな形で経営統合等も当然あり得るのですが、大学に対してのほかの大学との経営統合のようなところのスコープもこうしたところに入ってくるということで議論がなされているのかどうかというところが少しお伺いしたいと思ったのが2点目。

3点目は取締役会に割と近いような合議体という形の設置が必要だということを書かれていますので、そういったときにはその構成員としての企業側ではよく競業とか利益相反取引がなされていないような形のメンバーを選んてくるということがありますが、大学なのでオープンでという形で考えたときにそういった観点での検討が必要なのかどうかみたいなところをど

のようにお考えになるのか。そういった意味で、少し記述の中に責任を問われる制度を何らかの形でということも記載されているのですが、これはやはり取締役として見たときに、善管注意義務を果たすとか、一方ではD&O保険が担保されているという形があったりするので、どの程度、一人のメンバーに対しての責任というのを問うていくのか。これから議論されていくことだと思いますが、そんな観点で今、お考えになっている方向性があるのであれば教えていただきたいと思いました。

○上山議員 ありがとうございます。

井上審議官、簡単をお願いします。

○井上事務局長補 今の梶原議員の点ですが、1点目、特定研究大学の指定、自ら外れるケースや今後増えていくのかということですが、基本的にはこれは大学には具体的な設計は後半戦ですが、具体的に例えば3%の事業成長とか、そういった結果責任を求めておりますので、仮に一旦指定されたとしてもその辺りのミッションは果たすことができなければ外れていくケースは十分に想定して議論を進めてございます。

その後、これが増えていくのかという点ですが、我々としてはどんどんこれは自律性を高めて新しいガバナンスを導入していただいて、研究力もどんどん上げていただいて、一定のこの範疇に入ってくる大学があれば、これは別にもう今年限りというものではないと思いますので、その後タイミングをおいて入ってくる大学があるというのも十分に想定しながら検討を行っているところです。

経営統合も視野に入っているのかという点ですが、当然、これは世界に伍する大学として自分の大学単体では非常に難しいと、これはあの大学と組んで一緒にやろうと、それこそ経営統合もしようという大学があれば、これはある種の我が国の大学の世界の活性化にもつながると思いますので、そうしたことも視野には入っております。

あと合議体のメンバーの責任、保険の話などもありましたが、これはいずれにしろここが経営の最高意思決定機関になる訳ですから、一定の責任はあると思います。ただ、営利企業ではございませんので、大学は、これは海外の例なども見ながら後半戦より深めていきたいと思いますが、少なくとも一定の責任は、今の例えば国立大学法人の経営協議会のものとは違うものに、一線を画したものになると考えております。

○上山議員 時間が結構迫っておりますので、短めをお願いしたいのですが、佐藤議員、それから小谷議員という形でお願いします。

では、佐藤議員の方からどうぞ。

○佐藤議員 時間が短いので手短かに申し上げます。両方の取りまとめ案、ありがとうございます。大変よくまとまっていると思います。

大学の在り方についてはもう要諦はガバナンスに限ると私は思っています。本文15ページの2番目、合議体の設置のところにもありますように、民間でいう指名委員会や報酬委員会、あるいは監査委員会のような役割がどこにどのような形で当てはめられるのかというのはこれからの議論だと思いますが、それについてやはり今後詰めていただきたいということと、執行と監督の役員両方が入ってくることになると思いますが、メンバー構成の問題がクリティカルになってくると思いますので、この点についてもご検討をよろしくお願いいたします。

次に、運用体制の方について、手短かにコメント申し上げます。

運用体制については、資料の2-2の5ページにもありますように、運用監視委員会、リスク管理委員会、あるいは投資委員会に関して、それぞれの責任と権限というものが今後具体的に書き込まれていくということだと思いますが、これは百様のやり方がありますので、ここをしっかりと書き込んでいくことが極めて重要です。最後に、リバランスの考え方というのは、これは日本で初めての考え方であり、特に今回の大学ファンドは自己資本比率が11%しかありません。アメリカの場合は基金がほぼ100%で運営していますから、この大学ファンドは何か評価損が出た場合に極めて動揺しやすい財務体質になっている、あるいは政治的な支持が得られない可能性が起りやすいということですので、このリバランスの考え方を徹底的に守っていくように、これから書き込んでいっていただきたいと思います。

私からは以上です。

○上山議員 ありがとうございます。

少し簡単に井上審議官からありますか。

メンバーの指名委員会のことに関しましてはこれから本当はかなり慎重に議論していきます。運用についてもいただいたような運用体制とかりバランスについては、これはもうおっしゃるまでもなく運用のワーキンググループでは相当議論をいたしまして、そのこともかなり強固な意思を持って書き込んでいこうと思っております。

申し訳ありません、次の方に行きますが、小谷議員、どうぞ。

○小谷議員 皆さんが既に御意見を言われたので、重複するところは省かせていただきます。

1点、質問させていただきたいのは、アドバイザリーボードの役割です。今の案では各特定研究大学に対して経営を担う合議体と執行を担う学長を中心とする組織ができるということで、合議体はかなり強い権限を持つと思います。一方で、国が適切な関与を行うということのため

のアドバイザリーボードというものの設置の必要も了解します。しかし、このアドバイザリーボードがアドバイスするのは一体どこに対してなのか。もしくは何に対することなのかという点を教えてください。特定研究大学制度に対するアドバイスなのか、それとも大学経営方針や、もしくは学術研究まで踏み込むのか、その場合合議体との役割分担というのはどうなるのかというところを教えてください。

○井上事務局長補 基本的にはもうこれは大学側に、大学経営の責任は合議体が取っていただく。執行は執行部ですが、アドバイザリーボードはむしろこの制度、例えば特定研究大学制度となるかどうか分かりませんが、その制度の趣旨に沿った経営ができているかどうかということを確認し、そこがあまりできていないといいますか、少し危ないところがあれば適宜当然もうサポータティブにアドバイスしていくと、そういった国の機能だと考えてございます。

○小谷議員 アドバイスをするのは各大学もしくは合議体執行部に対してということなのか、それとも特定研究大学制度の運営委員会に対してアドバイスなのか、どちらでしょうか。

○井上事務局長補 それぞれの大学に対してだと考えております。

○赤石事務局長 今の質問に対して一言。これは根本意識が我々にあるのは大学のガバナンス改革は何度もやってきて、立派な経営協議会とか色々設けてきたのですが、結局ワークしなかったのですね。学長に権限を集めたらどうだったかといったら、やはりワークしなかったのです。

今回のガバナンス改革で我々が期待するのは当然大学が大きく変わるということを期待しているのですが、過去歩んできた道を見ると、それが保証されないどころか大体の場合駄目になる可能性が高いというのがほとんど皆さんの一致した意見で、それは苦肉の策として大学が本当にきちんとガバナンスしっかりできているかというのを監督する機関を設ける必要があるのではないか。

それは本来、国が最大のステークホルダーな訳ですよ、国立大学は。アメリカの州立大学などは州が最大のステークホルダーであるから、州知事とかが自ら乗り込んで行って、大学のガバナンスをしっかりチェックする、こうした仕掛けになっているのです。

日本は学問の自治ということで、さすがにそんなことはしませんが、ただ大学のガバナンスがしっかりとできているかどうかというのはしっかりチェックしたいと、そうした趣旨です。

○上山議員 よろしいでしょうか。

○小谷議員 はい、分かりました。

○上山議員 それでは、梶田議員、どうぞ。

○梶田議員 御説明ありがとうございました。

全く違う観点で一つだけコメントを短く。資料1-1の中で、世界と伍する研究大学の在り方として優秀な博士課程学生を研究者として処遇するとあります。これは本当に重要なことと思います。御存じのとおり国際的には博士課程学生は研究者とされていると思いますし、自らの研究によって給与を受け取ると聞いています。

そういうことですので、是非この機会に博士課程学生の処遇をしっかりと国際的にも誇れるように改善していただければと思います。

どうぞよろしく申し上げます。以上です。

○上山議員 ありがとうございます。

この問題意識は全く同じです。また、実はそうした議論をこのCSTIの中ではずっと重ねてまいりましたので、その延長線上に大学ファンドの問題があると御理解いただければいいと思います。紛れもなくその点は強調していきたいと思っております。

○梶田議員 よろしく申し上げます。

○上山議員 ありがとうございます。

時間が少し過ぎてしまいましたが、この議題の一つ、世界と伍する研究大学調査会、運用WGの報告とそれについての質疑応答の時間はこれで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

午前11時04分 閉会